

交通安全いきいき情報

令和8年3月号



富山県警察本部交通企画課 (076)441-2211 (内線 5043)

4月1日から
適用されます!

自転車の違反に青切符導入!

自転車は幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方が利用できる便利で手軽な乗り物です。

しかし、交通ルールを守らなかったり、自分勝手な運転をしたりすると重大な事故の当事者になる可能性があります。

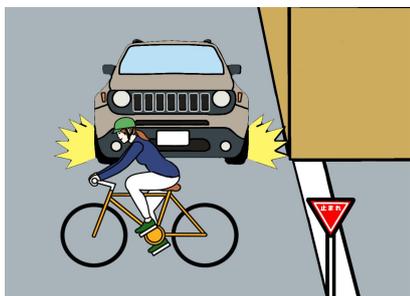
自転車の交通事故と被害に遭われる方を減らすため、自転車の交通違反の取締りを強化しており、4月1日から16歳以上の者による交通違反に青切符制度が導入されることとなりました。



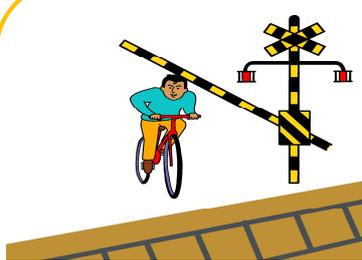
自転車の交通違反取締まりの基本的な考え方!

● 基本的には指導警告

ただし、悪質・危険な違反行為、例えば



違反の結果、他の車両に急ブレーキ等危険回避させた行為



遮断踏切立入り



携帯電話使用等(保持)

重大な事故につながるおそれが高い違反

検挙 (赤切符又は青切符)



自転車は便利な乗り物ですが、車両の仲間です。

交通事故に遭わない! 起こさせない! ため、交通ルールのほかに自転車安全利用五則も守りましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

富山県内の交通事故発生状況 (令和8年2月末現在)

区分 年	発生件数	死者数	負傷者数
令和8年	289件	2人	322人
(高齢者)	77件	2人	46人
令和7年	365件	6人	402人
(高齢者)	102件	6人	56人

※ 発生件数の高齢者とは、65歳以上の方が第一当事者となった事故件数です。